

# 総合特別区域法（通訳案内士法の特例）に関する請願書

2011年 月 日

衆議院議長殿  
参議院議長殿

紹介議員

請願代表者 協同組合全日本通訳案内士連盟

理事長 山田澄子

外 12名

## 請 願 趣 旨

国際観光の振興を目的として通訳案内業務を考える場合、最も大事なものはお客様である訪日外国人の満足度の高さです。来日中の貴重な時間内で、通訳案内士を依頼するお客様の期待を裏切らないことです。その意味で、通訳案内士は国の知的財産であり、優秀な通訳案内士を持つことは、他の観光先進国同様、歴史や文化を守る国として必須のことです。

現在我が国には、通訳ガイドサービスの品質を保証するために二つの制度があります。一つは、約60年にわたって実施されてきた全国を稼働範囲とする国家試験に合格した「通訳案内士」、もう一つは、平成18年度から導入された都道府県を稼働範囲とし地方自治体首長が実施する試験に合格した「地域限定通訳案内士」です。

しかし、このたび政府は、総合特別区域法における通訳案内士の特例をもって、新たに「総合特区通訳案内士」の導入を拙速に実現しようとしています。「総合特区通訳案内士」の資格要件は、総合特区通訳案内士となることを希望する者に対して、総合特区自治体が一定の研修を実施し、当該研修過程修了者すべてに、試験を行うことなく、当該区域内での通訳案内サービスを有償で認めるというものです。

「総合特区通訳案内士」が、訪日外国人に有償で観光案内をする以上、語学力と知識の評価に基づく認定は不可欠です。訪日外国人が安心して観光案内を受けられるよう、総合特別区域で必要とされる知識や語学力の水準を客観的に示し、その基準に達したか否かの認定試験を義務づけるべきであると考えます。認定試験がないのであれば、「通訳案内士」という名称を与えるべきでないと思います。5年前に導入された都道府県主体の「地域限定通訳案内士」はほとんど有効活用されておられません。地方自治体主体の「総合特区通訳案内士」制度も同様の課題が生じることはないよう、又、きちんと日本を紹介できる経験豊かで優秀な通訳案内士が多く育つような制度を以て、真の観光立国の実現を目指して頂きたいと思います。




### **参考資料1** 「通訳案内士のあり方検討会」最終答申からの抜粋

《総合特区法案に盛り込んだ特例措置の概要》

① 総合特区案内士（「国際戦略総合特別区域通訳案内士」「地域活性化総合特別区域通訳案内士」）の創設。

特区自治体が、特区における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化を図るため、上記2種類の総合特区案内士を設け、その育成、確保及び活用を図る事業を行うことができる。

② 総合特区案内士の資格要件

総合特区自治体は、①の事業の一環として、総合特区案内士となることを希望する者に対して一定の研修を実施し、当該研修課程の修了者は当該区域内での通訳案内が認められることとなる。この場合、総合特区自治体に通訳ガイドの資質管理について一定の独自性と自由度を与えて、効果的な「ご当地ガイド」の育成、確保及び活用を可能にした。

③ 総合特区案内士の登録

総合特区案内士となる資格を有するに至った者は、総合特区自治体の登録を受けた後に総合特区案内士となる。

(略)

(1) 総合特区案内士制度のフォローアップ

総合特区案内士は、通訳案内士や地域限定通訳案内士とは異なり、試験に代わって研修をもって資格の取得が可能となる新しい仕組みである。

**参考資料 2** 全国通訳案内士団体ネットワーク 13 団体（観光庁届け出団体）

協同組合全日本通訳案内士連盟

中国語通訳案内士会

NPO 通訳ガイド&コミュニケーション・スキル研究会

NPO 日本文化体験交流塾

日本文化と歴史探訪会

全日本韓国語通訳案内士会

栃木県通訳案内士協会

富士の国やまなし通訳案内士会

一般社団法人関西通訳・ガイド協会

NPO 法人九州通訳・ガイド協会

沖縄通訳案内士会

日本通訳案内士研鑽会

NPO 日本通訳案内士連合